

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年2月24

出国困難及び宿舎確保困難状況に関するお伺い 2/24

(ポイント)

● 2月23日に発表され、24日午前8時から適用が開始された日本等滞在外者への入国拒否を含む入国制限及び自宅待機等のイスラエル国内での感染拡大防止措置に関し、現段階で出国困難等に直面されていらっしゃる皆様の状況を当館としても把握に努め、それら困難解消に向け、現在当地関係当局等へ申し入れ及び調整を進めております。

● つきましては、困難な状況にある一時滞在外者の皆様又はそれら一時滞在外者の皆様の当地滞在外に係る各種手配をされている皆様におかれましては、以下の内容のいずれかに該当する方がいる場合には、その現状を当館にお知らせいただきたく、どうぞ宜しくお願いいたします。

(確認事項)

1 イスラエルからの出国を希望しているが(日本等の対象国を出発してから14日以内であることを理由に)出国できない方。

- (1) 現在の滞在場所
- (2) 出国困難な人数
- (3) 連絡先(氏名, 電話番号, メールアドレス)

2 ホテル等で待機したいが、宿泊拒否等の理由により宿舎を確保することができない方。

- (1) 現在の滞在場所
- (2) 宿舎手配が困難な人数
- (3) 連絡先(氏名, 電話番号, メールアドレス)

3 帰国のためのチェックアウトを拒否され、宿泊先等での待機を強要されている方。

- (1) 現在の滞在場所
- (2) 出国困難な人数
- (3) 連絡先(氏名, 電話番号, メールアドレス)

なお、もし、発熱、咳等の呼吸器系の症状がある場合には、当地保健省の指針に従った以下の対応をお願いいたします。

【ご参考：イスラエル保健省発表】

38度以上の発熱，咳，呼吸困難その他呼吸器系の症状がみられる者は，医療機関に事前の予約と，到着時の連絡を行わなければならない。対象者は，鼻と口をマスクや布で覆い，周囲の人間との接触を避け，公共交通機関の利用を回避し，保健省ウェブサイト掲載の指示に従わなければならない。

（イスラエル保健省）

英語版 <https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語版 <https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

（新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0970>

（外務省海外安全情報）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2 問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>